|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | 対象医療機関 |
| 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関  設備整備事業 | 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関 |
| 帰国者・接触者外来等設備整備事業 | 対象医療機関は「帰国者・接触者外来等[※１](#帰国者)」とし、具体的には次のとおり。 （ア）帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関及び  　　　感染症専用の外来部門 （イ）地域外来・検査センター （ウ）帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療  　　　機関として県等が認めた医療機関 |
| 感染症検査機関等設備整備事業 | 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する民間検査機関や医療機関等とし、具体的には次のとおり。 （ア）感染症指定医療機関 （イ）（ア）以外の医療機関で感染症法第19条又は第  　　20条に基づき入院患者が入院している医療機関 （ウ）帰国者・接触者外来 （エ）帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療  　　　機関として県等が認めた医療機関 |
| 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等  設備整備事業 | 重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関 |
| 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業（設備整備） | 新型コロナウイルス感染症の疑い患者を受入れる医療機関として県に登録された医療機関[※２](#疑い) |

**補助対象医療機関等**

〇所在する市町村によっては、補助事業について市町村を通じて交付申請できる場合がありますが、同じ事業を

　県と市町村の両方に申請しないようにしてください。  
〇今年度、既に市町村へ交付申請した事業について、再度交付申請を希望する場合は、事前に御相談ください。

**※1「帰国者・接触者外来等」**  
（ア）帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関及び感染症専用の外来部門  
      ・「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療

　　　計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来  
      ・「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス

　　　感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された診療・検査医療機関    
      ・感染症専用の外来部門  
（イ）地域外来・検査センター  
      ・「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等に

　　　ついて」（令和2年4月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置

　　　された地域外来・検査センター  
（ウ）帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関  
     ・「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、「帰国者・接触者外来と同様の

　　　機能を有する医療機関」として都道府県等が認めた医療機関について」（令和2年5月10日厚生労働省新

　　　型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された医療機関

**※2  「新型コロナウイルス感染症の疑い患者を受入れる医療機関として県に登録された医療機関」**  
   ・ 県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療の次のいずれかを担う次の医療機関（保険医療機関）が補

　　助対象となります。  
     「登録」は事前に行われるものではなく、本事業の交付申請をもって登録となるものです。

　（1）救命救急センター、小児救命救急センター

　（2）二次救急医療機関

　（3）総合又は地域周産期母子医療センター

　（4）小児中核病院

　（5）小児地域医療センター

　（6）小児地域医療支援病院

　（7）「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」（平成20年5月26日付け障発第0526001号厚生労働省社会・

　　　援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、県等が指定した精神科救急医療機関等

   ・**救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れるとして県に登録さ**

**れる医療機関**を指します。  
      （ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当

　　　該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構いません。）